

# 広島県大学図書館協議会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県大学図書館協議会という。

(会員)

第2条 本会は、広島県下の大学・短期大学図書館及び高等専門学校図書館（以下「大学図書館」という）をもって組織する。

2 会員は、1大学図書館をもって1会員とする。

3 本会に、入会の申し出があった場合は、総会の承認を得るものとする。

(目的)

第3条 本会は、会員の緊密な連絡と協力により、大学図書館の健全な発展を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 大学図書館に関する研究調査

(2) 研究会・講習会等の開催

(3) 図書館の相互協力活動の推進

(4) その他必要な事業

第5条 本会に、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の組織・運営等については、別に定める。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 代表幹事館 1館

(2) 幹事館 若干館

(3) 監査館 1館

第7条 役員は、総会において選出する。

2 代表幹事館は、幹事館の互選により定める。

第8条 幹事館の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 監査館の任期は1年とし、再任することができない。

第9条 代表幹事館は、会務を総括する。

2 幹事館は、合議により会の運営にあたる。

3 監査館は、会計を監査する。

(総会)

第10条 本会は、毎年1回総会を開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項を決定する。

(1) 事業計画及び予算・決算に関すること。

(2) その他必要な事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立する。

4 総会の票決権は、1会員につき1票とし、議決は多数決による。

(部会)

第11条 本会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費その他をもって充てる。

2 会費に関する事項については、別に定める。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務所)

第14条 本会の事務所は、代表幹事館内に置く。

(会則変更)

第15条 本会則の変更は、総会の議決による。

附 則

この会則は、昭和45年3月19日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日 一部改正)

この会則は、平成4年6月30日から施行する。